

# 遺言書に遺言執行者さまが指定されていない場合

## 必要書類

相続のお手続にあたって、お客さまにご準備いただきたい内容は次の通りです。  
 そろっている書類は「準備」欄にチェックを入れてください。  
 「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」「遺言書」などは原本提示が必要となります。  
 書類を確認させていただき、コピーをとってお戻しします。

No.	書類など	準備	入手先
1	<b>法定相続情報一覧図の写し（原本）</b> （法務局の発行する認証文付きの書類） ⚠️ 作成日より1年以内のもの  または、 <b>お亡くなりになった方の戸籍謄本（原本）</b> 「お亡くなりになった方の死亡が確認できるもの」をご準備ください。 ⚠️ 発行日より1年以内のもの	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図： 法務局・地方法務局  戸籍謄本：市区町村役場
2	<b>遺言執行者さまの印鑑登録証明書（原本）</b> 次のものをご準備ください。 ⚠️ 発行日より6か月以内のもの	<input type="checkbox"/>	市区町村役場
3	<b>遺言執行者さまの実印</b>	<input type="checkbox"/>	お客さま
4	<b>遺言書または遺言書情報証明書（いずれも原本）</b> 公正証書遺言の場合は、遺言書謄本の原本をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
	<b>検認済証明書（原本）</b> 自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、家庭裁判所での検認後に、ご準備ください。 なお、遺言者が自筆証書遺言書保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合は、検認は不要となります	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所
	<b>遺言執行者選任審判書謄本（原本）</b> 家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合は、家庭裁判所での選任後に、ご準備ください。	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所
5	<b>相続に関する依頼書（当行所定の書類）</b> 「相続に関する依頼書」の記入例に沿って、必要事項をご記入ください。	<input type="checkbox"/>	相続オフィスもしくは 当行本支店窓口
6	<b>お亡くなりになった方の通帳・証書・キャッシュカード等</b> お手続される預金口座通帳、証書類、キャッシュカード、貸金庫の鍵等をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	お客さま
7	<b>印鑑届（当行所定の書類）</b> 預金等を「名義変更」で相続される場合は、新たな名義人さまが最寄りの店舗にご来店いただき、必要事項を記入された「印鑑届」をご準備ください。	<input type="checkbox"/>	当行本支店窓口

※遺言の内容によっては、受遺者さまのみの署名・捺印ではお手続きできないことがあります。  
 ※お亡くなりになった方が、外貨預金、投資信託、公共債、ローン等をお持ちの場合は、別途書類が必要となる場合がございます。